

坂出市国民健康保険 第2期データヘルス計画 概要版 (平成30年3月)

1. データヘルス計画とは

高齢化やライフスタイルの変化が進む中で、生活習慣病に起因する有病者が増加し続けている。こうした中で、わが国の医療は、保健医療を充実・強化し、治療重視から疾病予防重視へと方向転換が進められているところである。

平成20年には「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、特定健康診査および特定保健指導について医療保険者に実施が義務づけられた。

このことから、診療報酬明細書（レセプト）や特定健診結果等の健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、坂出市国民健康保険でも平成26年度に保健事業の実施計画（第1期データヘルス計画）を作成し、平成27年～29年度の間、各事業を実施した。

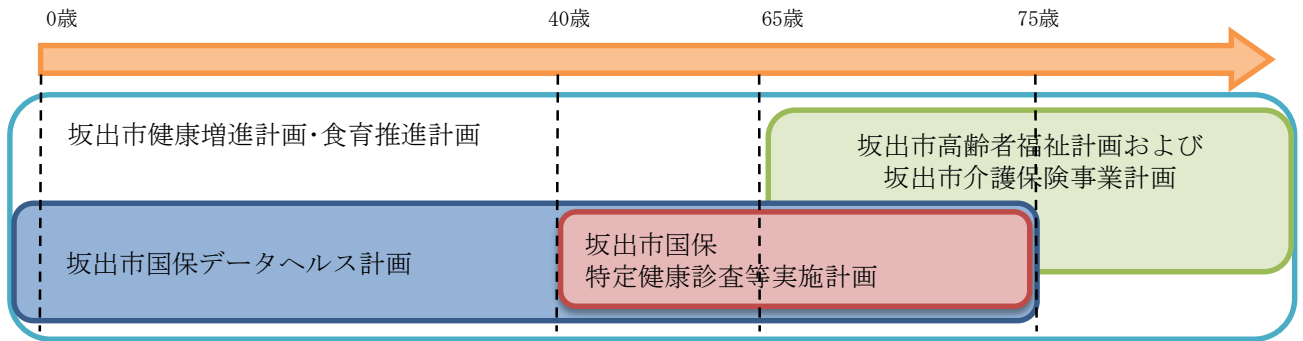
今回、第1期データヘルス計画の実施内容をふまえ、平成30（2018）年～35（2023）年度の第2期データヘルス計画を策定する。

第2期坂出市国民健康保険データヘルス計画

- 特定健康診査等の結果、診療報酬明細書（レセプト）等、電子化された保健・医療データを保健事業の実施・評価・改善等につなげる
- 特定健康診査・特定保健指導以外の保健事業（重症化予防・ジェネリック医薬品の普及等）も網羅する
- 特定健康診査については受診率向上をめざす事業を、特定保健指導については実施率向上をめざす事業を、それぞれ定める

(1) データヘルス計画の位置づけ

「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」に示された基本方針を踏まえるとともに、「都道府県健康増進計画」および「市町村健康増進計画」で用いた評価指標を用いる等、それぞれの計画と整合性を図る必要がある。



(2) 計画期間

本データヘルス計画の計画期間は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」第4の5において、「特定健康診査等実施計画や健康増進計画との整合性を踏まえ、複数年とすること」とされていることから、第3期特定健康診査等実施計画期間である、平成30年度から平成35年度(2023年度)までの6年間とする。

■ 計画期間

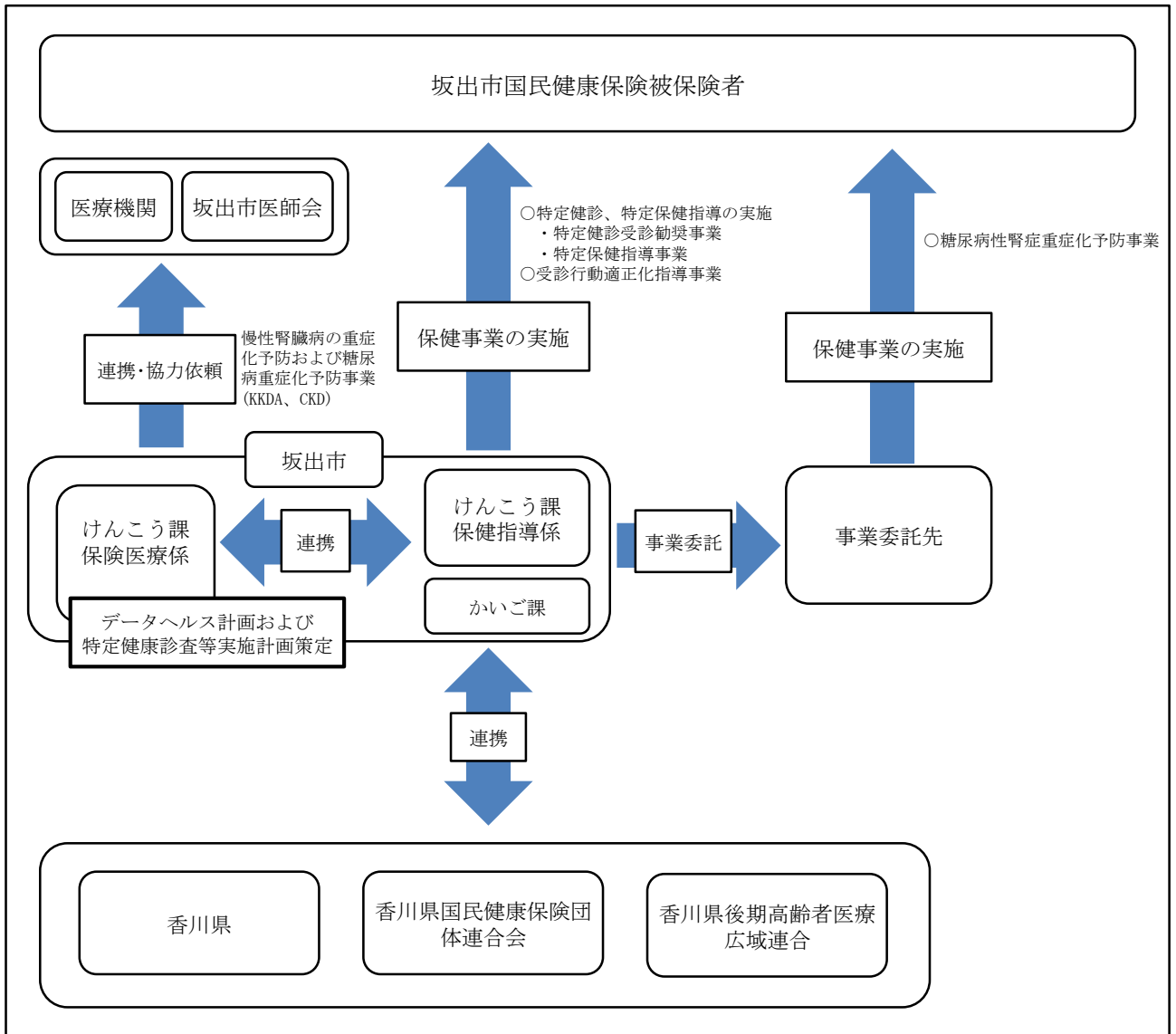
平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)

■ データ分析期間

- ・ 国保データベース(KDB)システムデータ
平成26年度～平成29年度(4年分)
- ・ 入院(DPCを含む)、入院外、調剤の電子レセプト
単年分析
平成28年3月～平成29年2月診療分(12カ月分)
年度分析
平成26年度…平成26年3月～平成27年2月診療分(12カ月分)
平成27年度…平成27年3月～平成28年2月診療分(12カ月分)
平成28年度…平成28年3月～平成29年2月診療分(12カ月分)
- ・ 健康診査データ
単年分析
平成28年4月～平成29年3月健診分(12カ月分)
年度分析
平成26年度…平成26年4月～平成27年3月健診分(12カ月分)
平成27年度…平成27年4月～平成28年3月健診分(12カ月分)
平成28年度…平成28年4月～平成29年3月健診分(12カ月分)

(3) 事業実施体制

計画にかかる事業は、けんこう課保険医療係(国保部局)が主として、県、国保連合会、後期高齢者医療広域連合、医師会等の関係者と連携して実施することとし、各事業の体制や詳細な実施方法については、毎年度評価・見直しを行うこととする。



2. 過去の取組みの考察(第1期データヘルス計画の振り返り)

第1期データヘルス計画の各事業達成状況

第1期データヘルス計画に基づき実施した各事業についての達成状況を以下に示す。

なお、評価は、5:目標達成、4:改善している、3:横ばい、2:悪化している、1:評価できない、の5段階で評価する。

実施年度	事業名	事業目的	事業概要
平成27年度から平成29年度	特定健康診査未受診者対策事業	被保険者の健康維持の増進、生活習慣病の未然防止・早期発見	当該年度の特定健康診査対象者を、過年度における特定健康診査の受診状況や医療機関での治療状況、男女別、年齢階層別等によりグループ分けし、各グループの特性に合わせた受診勧奨を行う。
平成27年度から平成29年度	特定保健指導事業	被保険者の生活習慣病予防	特定健康診査の結果から特定保健指導対象者を特定し、生活習慣や検査値が改善されるように、専門職による支援を面接や電話、e-mail等で行う。方法は厚生労働省による「標準的な健診・保健指導プログラム」に沿うこととする。被保険者が特定健康診査受診後、順次、特定保健指導対象者を特定し実施する。
平成27年度から平成29年度	糖尿病重症化予防事業	被保険者の糖尿病重症化予防	特定健康診査受診者のうち、検査結果とレセプト情報の突合により、HbA1c値が一定以上の者で、糖尿病治療歴のない者、または、糖尿病治療歴はあるが治療を中断している者を特定し、医療機関への受診勧奨を実施する。また、特定健康診査の問診に歯科項目を設け、特定健康診査の検査および問診結果とレセプト情報の突合により、糖尿病予防対策として、歯周病の疑いがある者を特定し、歯科医療機関への受診勧奨や歯科医による保健指導を行う。
平成27年度から平成29年度	受診行動適正化指導事業	重複受診者数、頻回受診者数の減少	レセプト情報から、医療機関への過度な受診が確認できる対象者を特定し、指導する。指導は専門職によるもので、適正な医療機関へのかかり方や服薬管理について、面談指導または電話指導を行う。
平成27年度から平成29年度	ジェネリック医薬品使用促進事業	ジェネリック医薬品の普及率向上	レセプト情報から、ジェネリック医薬品の使用率が低く、先発医薬品からジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費軽減額が一定以上の対象者を特定する。対象者に通知書を送付することで、ジェネリック医薬品への切り替えを促す。

5:目標達成
 4:改善している
 3:横ばい
 2:悪化している
 1:評価できない

目標値 (平成29年度末)	達成状況 (平成28年度時点)	評価	課題と対策
<ul style="list-style-type: none"> 対象者の特定健康診査受診率 10% 特定健康診査受診率 5%向上 	特定健康診査受診率 36.0%	2	特定健診の案内は、当初を含めて未受診者に年3回送付したが、受診率アップにつながっていないことから、対象者を絞った電話勧奨等個別のアプローチが必要。
<ul style="list-style-type: none"> 指導対象者の指導実施率 10%向上 指導対象者の生活習慣改善率(※) 50% 積極的支援および動機付け支援対象者数 10%減少 ※特定保健指導を実施することにより、指導前と指導後で生活習慣が改善された人数の割合。	特定保健指導実施率 13.8% 特定保健指導対象者の推移 H26:(積)66人、(動)329人 H27:(積)81人、(動)344人 H28:(積)73人、(動)327人	2	特定保健指導について、平成28年度から委託で行うようになったところ、実施率が低下してしまった。特定保健指導の必要性を伝え、参加の意思確認等は保険者が行う等見直し、実施率向上、さらには対象者の減少につなげたい。
<ul style="list-style-type: none"> 指導対象者の指導実施率 20% 指導実施完了者の生活習慣改善率 70% 指導実施完了者の検査値改善率 70% ・指導実施完了者の糖尿病性腎症における病期進行者 0人	KKDAによる受診勧奨 100% うち糖尿病受診率 34% 慢性腎臓病 " 44% 歯科受診勧奨 " 8% 糖尿病性腎症重症化予防事業対象者13名のうち10名終了うち透析移行者 0人	4	KKDAによる受診勧奨等は案内率100%であるが、その後受診していない方へのフォローができておらず、受診率は低い。一定期間をおいて受診の履歴がない方へ再度勧奨の必要がある。 糖尿病性腎症重症化予防事業は、透析移行者0で、当初の目的を果たせたが、その方々を次年度以降もフォローしていく体制を整える。
<ul style="list-style-type: none"> 指導対象者の指導実施率 20% 指導実施完了者の受診行動適正化 50% 指導実施完了者の医療費を指導実施前より 50%減少 ・重複・頻回受診者数 20%減少	指導実施率 重複受診 25%(1/4) 多受診 50%(7/14)	3	マンパワー不足により、毎年異なる重点項目に特化して指導を行っているため、経年の推移は計れていない。今後は、複数パターンを複数年サイクルで循環させるなど、経年の効果も図れるように改善したい。
<ul style="list-style-type: none"> 対象者への通知率 100% ジェネリック医薬品普及率(数量ベース)通知開始時平均より 5%向上 	ジェネリック普及率 (H28.3月～H29.2月診療分) 金額ベース 39.0% 数量ベース 65.4%	4	国の目標は平成29年度中に70%、平成30年～32年度末までのなるべく早い時期に80%以上となっているが、現時点では達成が厳しい状況のため、対象者への勧奨はもちろん、個別のアプローチも取り組む。

3. 保険者の特性把握

(1) 基本情報

本市の平成29年度における、人口構成概要を以下に示す。高齢化率(65歳以上)は34.3%であり、県との比較で1.1倍、同規模との比較で1.2倍となっている。また、国民健康保険被保険者数は11,892人で、市の人口に占める国民健康保険加入率は22.5%である。国民健康保険被保険者平均年齢は56.3歳である。

人口構成概要(平成29年度)

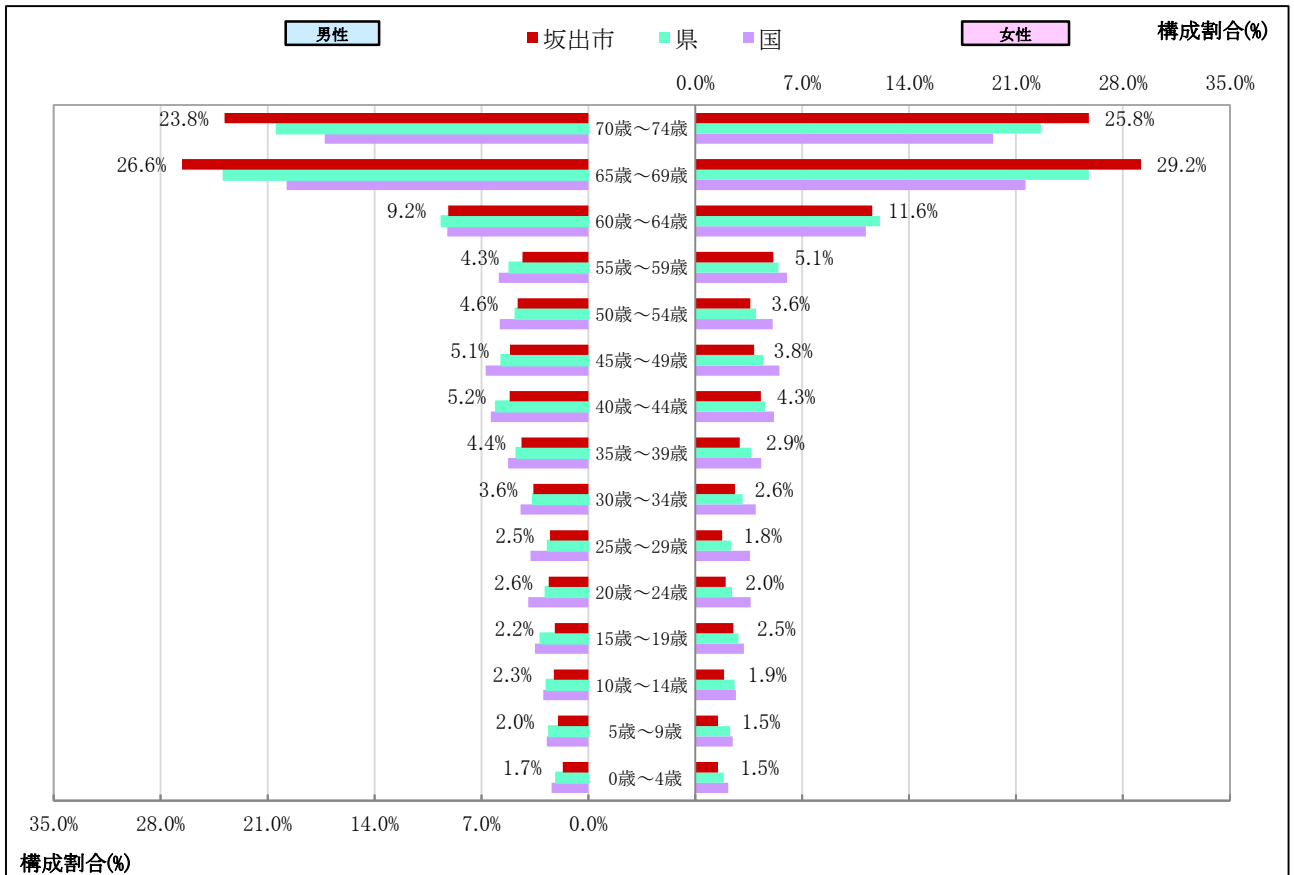
(平成29年12月時点)

	人口総数(人)	高齢化率 (65歳以上)	国保被保険 者数(人)	国保加入率	国保被保険者 平均年齢(歳)	出生率	死亡率
坂出市	52,908	34.3%	11,892	22.5%	56.3	7.6%	14.1%
県	956,464	29.9%	231,278	24.2%	53.8	8.1%	12.1%
同規模	68,194	27.9%	16,643	24.4%	53.3	7.8%	10.9%
国	125,640,987	26.6%	32,127,687	26.1%	51.1	8.0%	10.3%

※「県」は香川県を指す。以下すべての表において同様である。

出典:国保データベース(KDB)システム「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」

男女・年齢階層別 被保険者数構成割合ピラミッド(平成29年度)



出典:国保データベース(KDB)システム「人口及び被保険者の状況」

(2) 医療費等の状況

本市の平成28年度における、医療基礎情報を以下に示す。

医療基礎情報(平成28年度)

医療項目	坂出市	県	同規模	国
千人当たり				
病院数	0.5	0.4	0.3	0.3
診療所数	4.0	3.5	2.8	3.0
病床数	110.1	64.3	50.3	46.8
医師数	16.7	11.8	7.5	9.2
外来患者数	765.0	729.6	688.2	668.1
入院患者数	28.4	24.1	19.8	18.2
受診率	793.4	753.6	708.0	686.3
一件当たり医療費(円)	42,340	39,330	36,130	35,330
一般(円)	42,520	39,330	36,080	35,270
退職(円)	37,050	39,060	37,660	37,860
外来				
外来費用の割合	55.4%	57.9%	59.3%	60.1%
外来受診率	765.0	729.6	688.2	688.1
一件当たり医療費(円)	24,330	23,540	22,060	21,820
一人当たり医療費(円)	18,610	17,170	15,180	14,580
一日当たり医療費(円)	13,310	13,820	14,130	13,910
一件当たり受診回数	1.8	1.7	1.6	1.6
入院				
入院費用の割合	44.6%	42.1%	40.7%	39.9%
入院率	28.4	24.1	19.8	18.2
一件当たり医療費(円)	526,700	518,220	524,900	531,780
一人当たり医療費(円)	14,980	12,460	10,400	9,670
一日当たり医療費(円)	30,590	30,310	32,470	34,030
一件当たり在院日数	17.2	17.1	16.2	15.6

出典:国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

(3) 特定健康診査受診状況および特定保健指導実施状況

① 特定健康診査

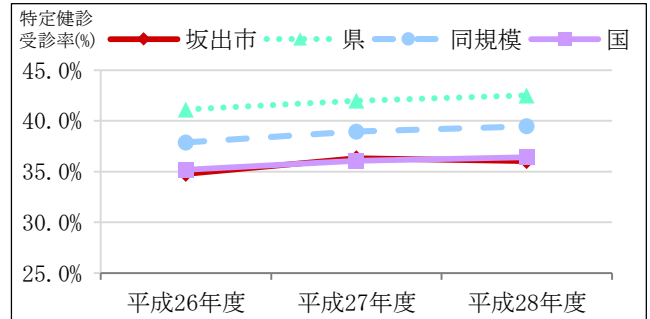
本市の平成28年度における、40歳から74歳の特定健康診査の受診率を以下に示す。

年度別 特定健康診査受診率

	特定健診受診率		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
坂出市	34.8%	36.3%	36.0%
県	41.1%	42.0%	42.5%
同規模	37.9%	38.9%	39.5%
国	35.2%	36.0%	36.4%

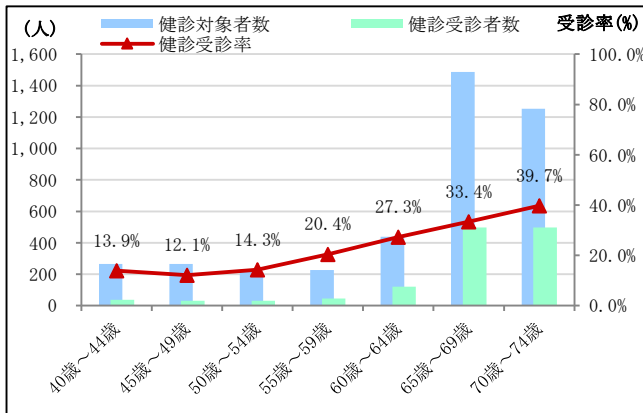
出典:国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」
「坂出市」および「県」は法定報告値

年度別 特定健康診査受診率



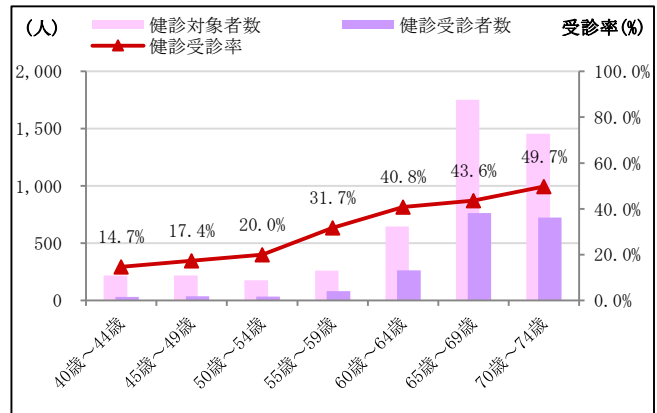
出典:国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」
「坂出市」および「県」は法定報告値

(男性) 特定健康診査受診率(平成28年度)



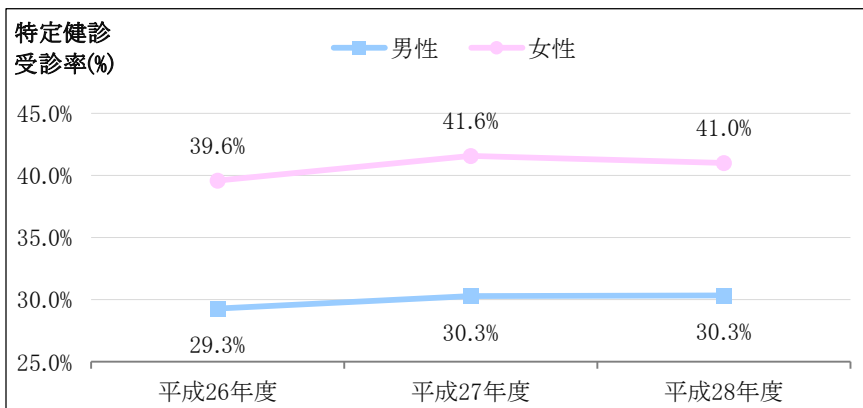
出典:法定報告値

(女性) 特定健康診査受診率(平成28年度)



男女別の特定健康診査の受診率をみると、男性の平成28年度受診率30.3%は平成26年度29.3%より1.0ポイント上昇しており、女性の平成28年度受診率41.0%は平成26年度39.6%より1.4ポイント上昇している。

年度・男女別 特定健康診査受診率



出典:法定報告値

②特定保健指導

本市の平成26年度から平成28年度における、特定保健指導の実施状況を年度別に示す。平成28年度の特定保健指導実施率13.8%は平成26年度13.9%より0.1ポイント低下している。

年度別 特定保健指導実施状況

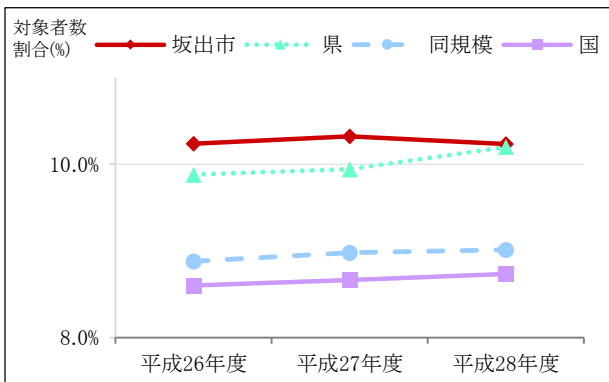
	動機付け支援対象者数割合			積極的支援対象者数割合			特定保健指導実施率		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
坂出市	10.2%	10.3%	10.2%	2.1%	2.4%	2.3%	13.9%	20.0%	13.8%
県	9.9%	9.9%	10.2%	3.1%	3.1%	2.9%	23.2%	25.5%	26.4%
同規模	8.9%	9.0%	9.0%	3.2%	3.0%	2.9%	27.5%	28.5%	30.2%
国	8.6%	8.7%	8.7%	3.4%	3.3%	3.2%	20.6%	20.5%	21.1%

動機付け支援対象者数割合・積極的支援対象者数割合…特定健康診査を受診した人に対する割合。

出典：国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

「坂出市」および「県」は法定報告値

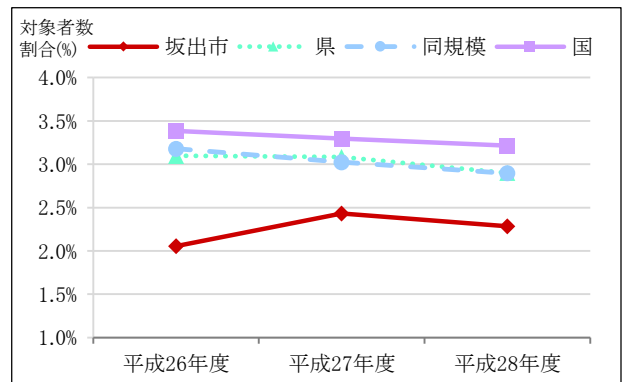
年度別 動機付け支援対象者数割合



出典：国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

「坂出市」および「県」は法定報告値

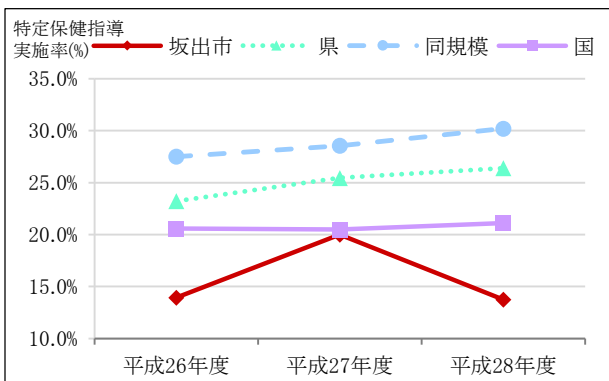
年度別 積極的支援対象者数割合



出典：国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

「坂出市」および「県」は法定報告値

年度別 特定保健指導実施率



出典：国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

「坂出市」および「県」は法定報告値

(4) 介護保険の状況

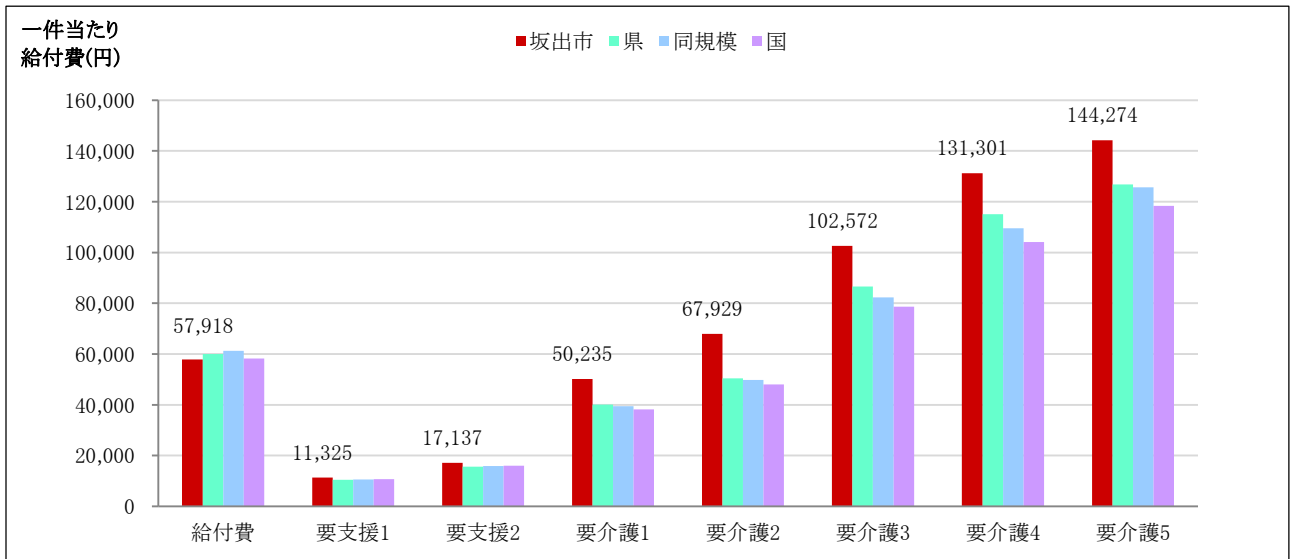
本市の平成28年度における、認定率および給付費等の状況を以下に示す。

認定率および給付費等の状況(平成28年度)

区分	坂出市	県	同規模	国
認定率	20.7%	22.6%	20.2%	21.2%
認定者数(人)	3,419	58,560	913,855	6,037,083
第1号(65歳以上)	3,356	57,382	891,869	5,885,270
第2号(40～64歳)	63	1,178	21,986	151,813
一件当たり給付費(円)				
給付費	57,918	60,076	61,245	58,284
要支援1	11,325	10,461	10,581	10,735
要支援2	17,137	15,579	15,951	15,996
要介護1	50,235	40,082	39,503	38,163
要介護2	67,929	50,427	49,853	48,013
要介護3	102,572	86,635	82,314	78,693
要介護4	131,301	115,065	109,614	104,104
要介護5	144,274	126,879	125,728	118,361

出典:国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

一件当たり要介護度別給付費(平成28年度)



出典:国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

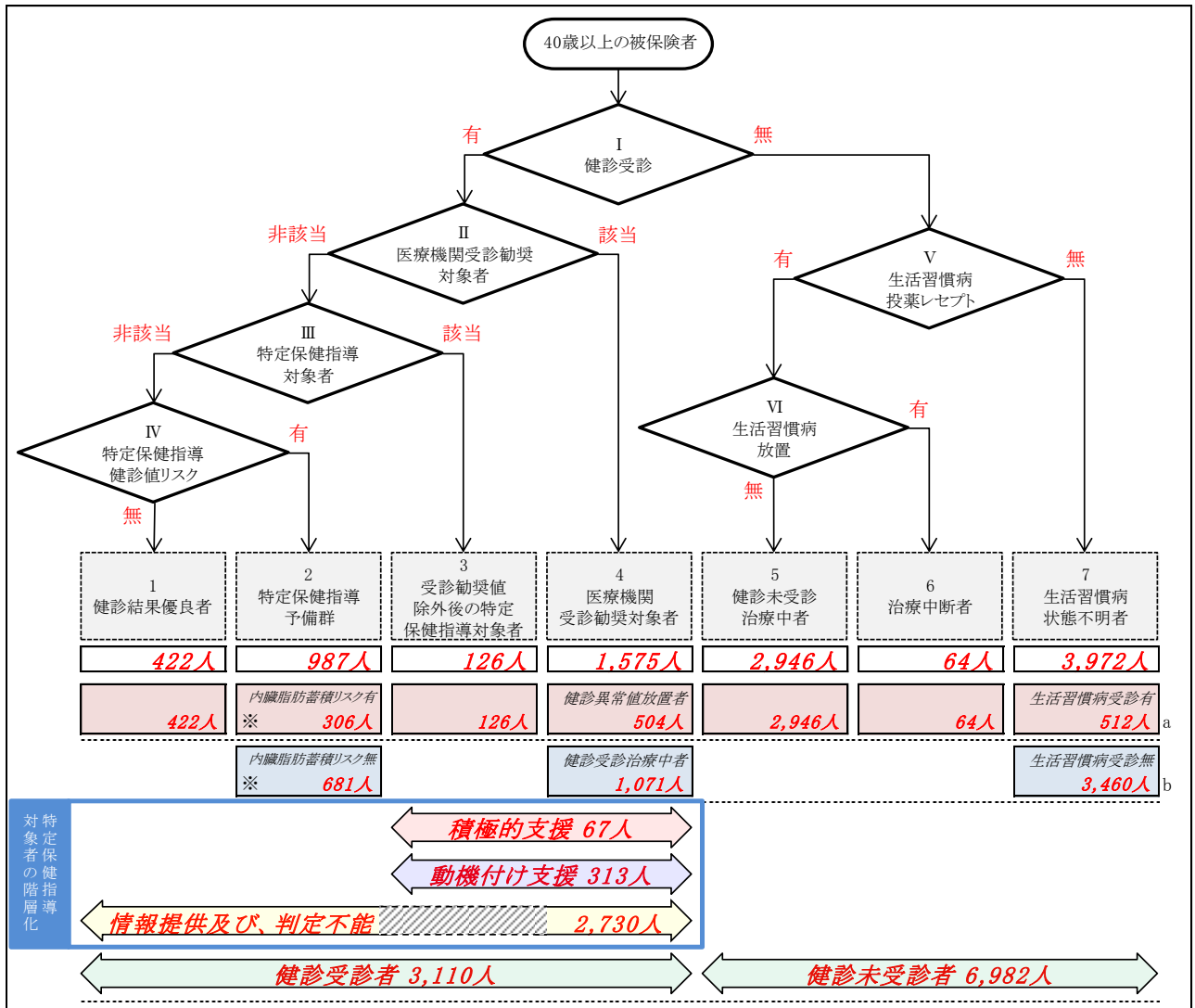
4. 保健事業実施に係る分析結果

特定健康診査およびレセプトデータによる指導対象者群分析

特定健康診査データとレセプトデータを組み合わせた分析を行う。40歳以上の被保険者について、特定健康診査データの有無や異常値の有無、生活習慣病にかかわるレセプトの有無等を判定し、7つのグループに分類し、分析結果を以下に示す。

左端の「1. 健診結果優良者」から「6. 治療中断者」まで順に健康状態が悪くなっており、「7. 生活習慣病状態不明者」は特定健康診査データ・レセプトデータから生活習慣病状態が確認できないグループである。

特定健康診査およびレセプトデータによる指導対象者群分析



データ化範囲(分析対象)…入院(DPCを含む)、入院外、調剤の電子レセプト。

対象診療年月は平成28年3月～平成29年2月診療分(12カ月分)。

データ化範囲(分析対象)…健康診査データは平成28年4月～平成29年3月健診分(12カ月分)。

資格確認日…平成29年2月28日時点。

各フローの詳細については巻末資料「1.「指導対象者群分析」のグループ分けの見方」を参照。

※内臓脂肪蓄積リスク…腹囲・BMIにより内臓脂肪蓄積リスクを判定し階層化。

5. 分析結果に基づく健康課題の把握

(1) 分析結果

平成28年3月～平成29年2月診療分(12カ月分)における分析結果を以下に示す。

【疾病大分類別】

医療費が高い疾病		医療費
1位	新生物<腫瘍>	733,834,740円
2位	循環器系の疾患	683,503,913円
3位	精神及び行動の障害	595,189,961円

患者数が多い疾病		患者数
1位	消化器系の疾患	6,626人
2位	呼吸器系の疾患	6,572人
3位	内分泌, 栄養及び代謝疾患	5,886人

患者一人当たりの医療費が高額な疾病		患者一人当たりの医療費
1位	精神及び行動の障害	331,767円
2位	周産期に発生した病態	250,535円
3位	新生物<腫瘍>	175,098円

【疾病中分類別】

医療費が高い疾病		医療費
1位	統合失調症, 統合失調症型障害及び妄想性障害	331,232,011円
2位	その他の悪性新生物<腫瘍>	293,197,725円
3位	糖尿病	270,764,232円

患者数が多い疾病		患者数
1位	胃炎及び十二指腸炎	4,489人
2位	高血圧性疾患	4,313人
3位	その他の消化器系の疾患	4,237人

患者一人当たりの医療費が高額な疾病		患者一人当たりの医療費
1位	血管性及び詳細不明の認知症	777,565円
2位	統合失調症, 統合失調症型障害及び妄想性障害	680,148円
3位	妊娠高血圧症候群	608,940円

【高額(5万点以上)レセプトの件数と割合】

高額レセプト件数	1,723件
高額レセプト件数割合	0.9%
高額レセプト医療費割合	32.0%

高額レセプト発生患者の疾病傾向 患者一人当たりの医療費順(中分類)		患者一人当たりの医療費
1位	てんかん	6,817,953円
2位	白血病	6,265,237円
3位	腎不全	5,758,999円

【健診異常値放置者の状況】

健診異常値放置者	504人
----------	------

【生活習慣病治療中断者の状況】

生活習慣病治療中断者	93人
------------	-----

【糖尿病性腎症発症者の状況】

人工透析患者	59人
(Ⅱ型糖尿病起因患者)	40人

【医療機関受診状況】

重複受診者	74人
頻回受診者	354人
重複服薬者	292人

※平成28年3月～平成29年2月診療分(12カ月分)期間中の実人数

【ジェネリック医薬品普及率 数量ベース】

ジェネリック医薬品普及率	65.4%
--------------	-------

【薬剤併用禁忌の発生状況】

薬剤併用禁忌対象者	709人
-----------	------

【服薬状況】

長期多剤服薬者	795人
---------	------

平成26年度から平成28年度における疾病分類別の順位、高額レセプトの件数と割合等を年度別に示す。

【疾病大分類別】

医療費が高い疾病			医療費
平成26年度	1位	循環器系の疾患	725,992,256円
	2位	新生物<腫瘍>	691,484,953円
	3位	精神及び行動の障害	616,513,340円
平成27年度	1位	循環器系の疾患	743,618,815円
	2位	新生物<腫瘍>	716,415,197円
	3位	精神及び行動の障害	623,896,046円
平成28年度	1位	新生物<腫瘍>	733,834,740円
	2位	循環器系の疾患	683,503,913円
	3位	精神及び行動の障害	595,189,961円

【疾病中分類別】

医療費が高い疾病			医療費
平成26年度	1位	統合失調症, 統合失調症型障害及び妄想性障害	377,417,402円
	2位	腎不全	294,038,180円
	3位	糖尿病	279,871,486円
平成27年度	1位	統合失調症, 統合失調症型障害及び妄想性障害	364,844,134円
	2位	糖尿病	280,409,986円
	3位	腎不全	262,189,263円
平成28年度	1位	統合失調症, 統合失調症型障害及び妄想性障害	331,232,011円
	2位	その他の悪性新生物<腫瘍>	293,197,725円
	3位	糖尿病	270,764,232円

【高額(5万点以上)レセプトの件数と割合】

平成 26 年度	高額レセプト件数	1,744件
	高額レセプト件数割合	0.9%
	高額レセプト医療費割合	29.8%
平成 27 年度	高額レセプト件数	1,792件
	高額レセプト件数割合	0.9%
	高額レセプト医療費割合	31.0%
平成 28 年度	高額レセプト件数	1,723件
	高額レセプト件数割合	0.9%
	高額レセプト医療費割合	32.0%

高額レセプト発生患者の疾病傾向 患者一人当たりの医療費順(中分類)			患者一人当たりの医療費
平成 26 年度	1位	妊娠及び胎児発育に関連する障害	10,378,610円
	2位	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	6,671,200円
	3位	心臓の先天奇形	6,496,180円
平成 27 年度	1位	その他の理由による保健サービスの利用者	7,551,420円
	2位	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	7,273,895円
	3位	くも膜下出血	7,088,605円
平成 28 年度	1位	てんかん	6,817,953円
	2位	白血病	6,265,237円
	3位	腎不全	5,758,999円

【ジェネリック医薬品普及率 数量ベース】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ジェネリック医薬品 普及率	56.2%	60.0%	65.4%

(2) 分析結果に基づく課題

	現状分析・課題
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数構成として、65歳以上の割合が国・県と比べて男女共に高い。 ・平成29年度の国民健康保険被保険者数は11,892人で、市の人口に占める国民健康保険加入率は22.5%である。 ・国民健康保険被保険者の平均年齢は56.3歳であり、高齢化が進んでいる。
医療費	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト一件当たりの医療費が42,340円で国・県と比べて高い。 ・入院費用の割合が国より4.7%高く、入院一人当たり医療費は国より5,310円高い。その要因として、入院率が高く、一件当たり在院日数が多いからと考えられる。 ・中分類による疾病別医療費統計の医療費上位疾病の3位に「糖尿病」、4位に「腎不全」が存在する。人工透析(平成28年度で59人の患者が存在)につながる疾病のため、将来の医療費適正化のためにも重症化予防対策が必要となる。 ・ジェネリック医薬品における平成28年度の数量ベースの普及率は65.4%であるが、国が定める目標値80%には未達のため、引き続き差額通知発送等の対策が必要である。 ・重複・頻回受診、重複服薬に該当する者が661人存在し、適切な受診行動を促す必要がある。
健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の健康診査受診率は、国・県・同規模と比べて低い。早期発見、早期治療のためにも、更なる健診受診率の向上を目指す。 ・健診で異常値があるにも関わらず通院をしていない者が504人存在する。 ・健診未受診者のうち治療中者が2,946人存在する。
介護	<ul style="list-style-type: none"> ・認定率は20.7%で国(21.2%)・県(22.6%)と比べて低い。 ・一件当たり給付費57,918円は国・県と比べて低い。 ・認定者は平均3.3疾病を有しており、国の平均2.9疾病と比較して0.4ポイント高い。 ・認定者の疾病状況では、国・県と比べて精神疾患の有病率が高い。 ・健康寿命の延伸を目指すためにも、生活習慣病の重症化予防はもとより、介護予防への取り組みが必要である。 ・平成28年度の高額レセプト発生患者の疾病傾向の患者数上位に「骨折」や「関節症」があり、大分類による疾病別医療費統計の5位に「筋骨格系及び結合組織の疾患」が入っていることから、骨粗しょう症や関節症などを予防するロコモティブシンドローム対策が必要である。 ・認知症等の発症予防のためにも、「高血圧性疾患」や「糖尿病」等の生活習慣病予防対策が必要である。

6. 保健事業実施計画

(1) 保健事業一覧

第2期データヘルス計画にて、実施する事業一覧を以下に示す。

優先順位	事業名	事業目的	事業概要
1	特定健康診査受診勧奨事業	特定健康診査の受診率向上	特定健康診査を受診していない者を対象者とし特定健康診査の受診を促す。
2	特定保健指導事業	生活習慣病該当者および予備群の減少	特定健康診査の結果から特定保健指導対象者を特定し、生活習慣や検査値が改善されるように、専門職による支援を面接や電話、e-mail等で行う。
3	ジェネリック医薬品差額通知事業	ジェネリック医薬品の普及率向上	レセプトデータから、ジェネリック医薬品の使用率が低く、ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費軽減額が一定以上の対象者を特定する。通知書を対象者に送付することで、ジェネリック医薬品への切り替えを促す。
4	糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病性腎症患者の病期進行阻止	特定健康診査の検査値とレセプトデータから対象者を特定し、正しい生活習慣を身に付けることができるように専門職より対象者に6カ月間の面談指導と電話指導を行う。
5	KKDA慢性腎臓病予防、CKD重症化予防事業、およびKKDA歯科受診勧奨と保健指導事業	慢性腎臓病の重症化予防および糖尿病重症化予防	特定健診結果より、糖尿病および慢性腎臓病をうかがわせる異常値が出た対象者、および歯科受診勧奨等が必要と判断された対象者へ通知書を送付することで受診勧奨を行う。
6	受診行動適正化指導事業(重複・頻回受診、重複服薬)	重複・頻回受診者数、重複服薬者数の減少	レセプトデータから、医療機関への不適切な受診が確認できる対象者、また重複して服薬している対象者を特定し、適正な医療機関へのかかり方について、専門職による指導を行う。
7	重複服薬者指導事業	服薬の適正化	レセプトデータから、長期多剤服薬者を特定し通知書を送付する。また、通知後のレセプトデータから効果を確認する。

アウトプット		アウトカム	
目標値	評価方法	目標値	評価方法
<ul style="list-style-type: none"> 未受診者への勧奨通知 100% 特定健康診査受診率 60% H30:40%、H31:45%、H32:50% H33:55%、H34:57.5%、H35:60% 	個別アプローチした方の受診の有無確認 受診率は法定報告で経過確認	<ul style="list-style-type: none"> 複数年連続未受診者 50%減少 	複数年未受診者の抽出を経年的に確認
<ul style="list-style-type: none"> 対象者の指導実施率 60% H30:30%、H31:40%、H32:45% H33:50%、H34:55%、H35:60% 	毎月、対象者のうち利用開始した者の割合を確認 実施率は法定報告で経過確認	<ul style="list-style-type: none"> 積極的支援および動機付け支援対象者 25%減少 	受診者に占める対象者の割合を経年的に確認
<ul style="list-style-type: none"> 対象者への通知率 100% 	対象者一覧表で確認	<ul style="list-style-type: none"> 通知対象者のジェネリック医薬品普及率(数量ベース) 80% 	ジェネリック普及率で確認
<ul style="list-style-type: none"> 対象者の指導実施率 10% 過年度対象者へのアプローチ 50% 	対象者一覧表で確認	<ul style="list-style-type: none"> 指導完了者の生活習慣改善率 80% 指導完了者の検査値改善率 70% 指導完了者の新規人工透析 0% 	委託業者からの完了報告書で確認
<ul style="list-style-type: none"> 対象者への通知率 100% 	対象者一覧表で確認	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の医療機関受診率 50% 対象者の保健指導実施率 50% 	医療機関等からの回答率で確認
<ul style="list-style-type: none"> 対象者の指導実施率 20% 	対象者一覧表で確認	<ul style="list-style-type: none"> 指導完了者の受診行動適正化 50% 指導完了者の医療費 50%減少 重複・頻回受診者、重複服薬者 20%減少 	対象者一覧を経年で確認
<ul style="list-style-type: none"> 対象者への通知率 50% 	対象者一覧表で確認	<ul style="list-style-type: none"> 長期多剤服薬者割合 10%減少 	対象者一覧を経年で確認

(2) 事業内容

本計画(第2期データヘルス計画)における各事業内容および評価方法は以下の通りである。

① 特定健康診査受診勧奨事業

【目的】

特定健康診査の受診率向上

【事業概要】

特定健康診査を受診していない者を対象者とし特定健康診査の受診を促す。

【実施内容】

ア. 対象者

特定健康診査未受診者

イ. 実施方法

未受診者を把握し、受診勧奨通知書を作成し、郵送する。複数年連続して未受診の者へ電話勧奨等個別にアプローチを行い、その後に対象者が特定健康診査を受診したかを確認する。

ウ. 担当

けんこう課保険医療係、けんこう課保健指導係

エ. 実施場所

けんこう課、訪問等

【スケジュール】

年度初:複数年未受診者の抽出および個別アプローチ

6～8月:受診期間①

10月:未受診者へ案内

11月:受診期間②

1月:未受診者へ案内

2～3月:受診期間③

【目標値および評価方法】

	目標値	評価方法
アウトプット	未受診者への勧奨通知 100% 特定健康診査受診率 60% (H30:40%、H31:45%、H32:50%、H33:55%、 H34:57.5%、H35:60%)	個別アプローチした方の受診の有無確認 受診率は法定報告で経過確認
アウトカム	複数年連続未受診者 50%減少	複数年未受診者の抽出を経年的に確認

②特定保健指導事業

【目的】

生活習慣病該当者および予備群の減少

【事業概要】

特定健康診査の結果から特定保健指導対象者を特定し、生活習慣や検査値が改善されるように、専門職による支援を面接や電話、e-mail等で行う。

【実施内容】

ア. 対象者

特定健診結果から抽出された特定保健指導対象者

イ. 実施方法

指導対象者に対して適切な保健指導を行う。指導後に健康診査データより検査値の推移を確認する。

ウ. 担当

けんこう課保険医療係

エ. 実施場所

案内のみけんこう課、保健指導の初回面接等は医療機関(委託先)

【スケジュール】

8月以降、特定健診結果から抽出した対象者に毎月案内を郵送し、電話等でその必要性等を説明。

【目標値および評価方法】

	目標値	評価方法
アウトプット	対象者の指導実施率 60% (H30:30%、H31:40%、H32:45%、H33:50%、 H34:55%、H35:60%)	毎月、対象者のうち利用開始した者の割合を確認 実施率は法定報告で経過確認
アウトカム	積極的支援および動機付け支援対象者 25%減少	受診者に占める対象者の割合を経年的に 確認

③ジェネリック医薬品差額通知事業

【目的】

ジェネリック医薬品の普及率向上

【事業概要】

レセプトデータから、ジェネリック医薬品の使用率が低く、ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費軽減額が一定以上の対象者を特定する。通知書を対象者に送付することで、ジェネリック医薬品への切り替えを促す。

【実施内容】

ア. 対象者

ジェネリックに切り替えると1薬剤当たり、100円以上の軽減効果がある方

イ. 実施方法

ジェネリック医薬品差額通知書を作成し、郵送する。

対象者特定方法や効果検証方法、実施後の効果を考慮し、継続を検討する。

ウ. 担当

けんこう課保険医療係

エ. 実施場所

抽出および差額通知作成は国保連(委託先)

発送はけんこう課

【スケジュール】

年2回(6月および12月)国保連が抽出、市が発送。

【目標値および評価方法】

	目標値	評価方法
アウトプット	対象者への通知率 100%	対象者一覧表で確認
アウトカム	通知対象者のジェネリック医薬品普及率(数量ベース) 80%	ジェネリック普及率で確認

④糖尿病性腎症重症化予防事業

【目的】

糖尿病性腎症患者の病期進行阻止

【事業概要】

特定健康診査の検査値とレセプトデータから対象者を特定し、正しい生活習慣を身に付けることができるように専門職より対象者に6カ月間の面談指導と電話指導を行う。

【実施内容】

ア. 対象者

レセプトデータ等により糖尿病性腎症Ⅱ期～Ⅳ期と判定された者のうち、本人および主治医の同意が得られた者

イ. 実施方法

指導対象者に対して適切な保健指導を行う。指導終了者も健康診査データ、レセプトデータ等を確認し、検査値の推移、通院の有無等を確認し、フォローを行う。

ウ. 担当

けんこう課保険医療係、けんこう課保健指導係

エ. 実施場所

市の施設(事業実施は委託機関)

過年度実施者へのフォローはけんこう課

【スケジュール】

4月:昨年度の実施内容を医師会に報告し、当該年の実施方法等協議

6月:対象者抽出

7月:対象者へ案内

8～1月:保健指導実施

適宜:過年度対象者へのフォロー

【目標値および評価方法】

	目標値	評価方法
アウトプット	対象者の指導実施率 10% 過年度対象者へのアプローチ 50%	対象者一覧表で確認
アウトカム	指導完了者の生活習慣改善率 80% 指導完了者の検査値改善率 70% 指導完了者の新規人工透析 0%	委託業者からの完了報告書で確認

⑤KKDA慢性腎臓病予防、CKD重症化予防事業、
およびKKDA歯科受診勧奨と保健指導事業

【目的】

慢性腎臓病の重症化予防および糖尿病重症化予防

【事業概要】

特定健診結果より、糖尿病および慢性腎臓病をうかがわせる異常値が出た対象者、および歯科受診勧奨等が必要と判断された対象者へ通知書を送付することで受診勧奨を行う。

【実施内容】

ア. 対象者

特定健診結果から抽出された対象者

イ. 実施方法

上記該当者に医療機関受診勧奨通知書等を作成し、郵送する。通知後に医療機関受診があるか確認。受診がない対象者にはフォローを行う。

ウ. 担当

けんこう課保険医療係

エ. 実施場所

案内のみけんこう課、受診等は各医療機関(委託先)

【スケジュール】

毎月国保連が対象者を抽出後、郵送で案内。

回答がない場合は確認等を行う。

【目標値および評価方法】

	目標値	評価方法
アウトプット	対象者への通知率 100%	対象者一覧表で確認
アウトカム	対象者の医療機関受診率 50% 対象者の保健指導実施率 50%	医療機関等からの回答率で確認

⑥受診行動適正化指導事業(重複・頻回受診、重複服薬)

【目的】

重複・頻回受診者数、重複服薬者数の減少

【事業概要】

レセプトデータから、医療機関への不適切な受診が確認できる対象者、また重複して服薬している対象者を特定し、適正な医療機関へのかかり方について、専門職による指導を行う。

【実施内容】

ア. 対象者

重複・頻回受診者、重複服薬者

イ. 実施方法

指導対象者に対して適切な保健指導を行う。指導後に対象者の受診行動が適切となっているかを確認する。

ウ. 実施者

けんこう課保険医療係、けんこう課保健指導係

エ. 実施場所

けんこう課

【スケジュール】

6月:対象者抽出。

7月:対象者へのアプローチ方法を検討。

8～10月:指導

【目標値および評価方法】

	目標値	評価方法
アウトプット	対象者の指導実施率 20%	対象者一覧表で確認
アウトカム	指導完了者の受診行動適正化 50% 指導完了者の医療費 50%減少 重複・頻回受診者、重複服薬者 20%減少	対象者一覧表を経年で確認

⑦重複服薬者指導事業

【目的】

服薬の適正化

【事業概要】

レセプトデータから、長期多剤服薬者を特定し通知書を送付する。また、通知後のレセプトデータから効果を確認する。

【実施内容】

ア. 対象者

重複服薬者

イ. 実施方法

対象者を特定し、服薬情報通知書を発送する。通知後に対象者の服薬状況が適正となっているかを確認する。

ウ. 実施者

けんこう課保険医療係、けんこう課保健指導係

エ. 実施場所

けんこう課

【スケジュール】

平成30年度は受診行動適正化指導事業で実施。

平成31年度は前年度の手法等を検証した後、効果的な重複服薬者指導事業を実施。

【目標値および評価方法】

	目標値	評価方法
アウトプット	対象者への通知率 50%	対象者一覧表で確認
アウトカム	長期多剤服薬者割合 10%減少	対象者一覧を経年で確認

(3) スケジュール

実施する各事業については、計画策定(Plan)、事業の実施(Do)、効果の測定、評価(Check)、内容の見直し、改善(Act)を1サイクルとして実施する。

事業実施の6カ年間は、継続的にレセプト情報および健診結果等をデータベース化し、事業実施と効果測定を行い、その結果をもって次年度実施事業の改善案を作成する。

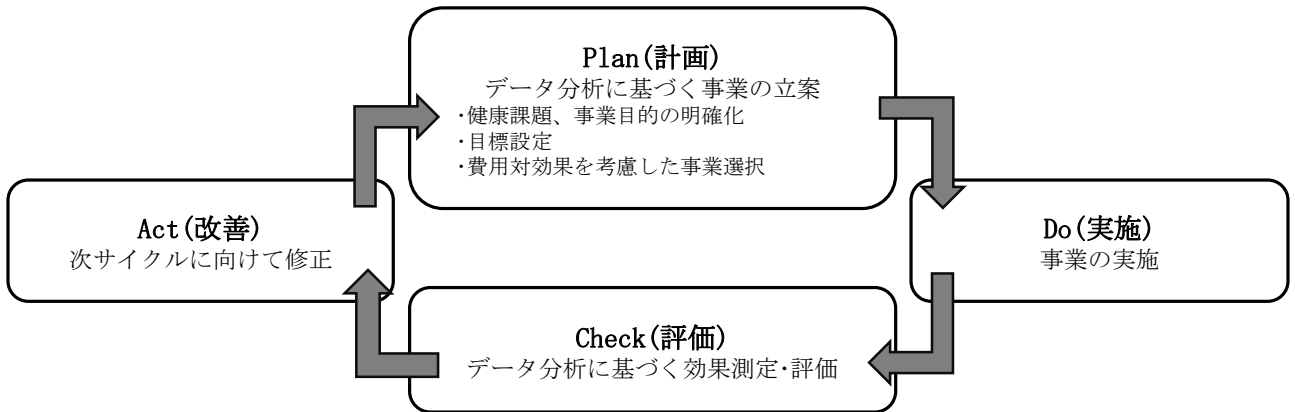
優先 順位	事業名	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	
1	特定健康診査受診勧奨事業	継 続						
2	特定保健指導事業	継 続						
3	ジェネリック医薬品差額通知事業	継 続						
4	糖尿病性腎症重症化予防事業	継 続						
5	KKDA慢性腎臓病予防、 CDK重症化予防事業、 およびKKDA歯科受診勧奨と 保健指導事業	継 続						
6	受診行動適正化指導事業 (重複・頻回受診、重複服薬)	継 続						
7	重複服薬者指導事業		継 続					

7. その他

(1) データヘルス計画の見直し

① 評価

本計画の目的および目標の達成状況については、毎年度評価を行うこととし、達成状況により必要に応じて次年度の実施計画の見直しを行う。



厚生労働省 保険局「データヘルス計画 作成の手引き」(平成26年12月)より

② 評価時期

本計画の評価については、各事業のスケジュールに基づき実施する。

(2) 計画の公表・周知

本計画は、広報、ホームページ等で公表するとともに、本実施計画をあらゆる機会を通じて周知・啓発を図る。また、目標の達成状況等の公表に努め、本計画の円滑な実施等について広く意見を求めるものとする。

(3) 事業運営上の留意事項

保健事業の推進に当たっては、一般衛生部門等との連携が重要になる。地域全体の健康課題を底上げするためのポピュレーションアプローチの実施等は一般衛生部門との連携により事業を実施する。また、生活習慣病の合併症は、要介護状態の原因疾患になることも多いため、65歳以上の前期高齢者に関する事業は、介護部門と連携する。

(4) 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「個人情報保護条例」「情報セキュリティポリシー」に基づき管理する。また、業務を外部に委託する際も同様に扱われるよう委託契約書に定めるものとする。

(5) 地域包括ケアに係る取組みおよびその他の留意事項

高齢化の状況、地理的条件など、地域のおかれた現状によって必要とされる保健事業や対策も異なると考えられることから、地域包括ケアの充実を図り、地域の実態把握・課題分析を被保険者も含めた関係者間で共有し、連携して事業に取り組む必要がある。

国民健康保険の視点から地域包括ケアの推進に資する取組みとしては、医療情報分析結果を共有する等して介護部門との連携を強化する。

市民が重度な要介護状態となったとしても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現できるよう努める。

(6) 坂出市国民健康保険運営協議会との連携

坂出市国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員5名、医師・薬剤師を代表する委員5名、公益を代表する委員5名、被用者保険を代表する委員2名の計17名から構成され、坂出市の国民健康保険事業の運営に関する必要な事項を協議する。

データヘルス計画に関する事項も適宜報告し、被保険者を代表する委員等も含めて、事業内容について広く意見等をいただき、事業に反映するよう努める。

(7) 他との連携

データヘルス計画において、坂出市けんこう課ないはもちろん、かいご課等坂出市役所内の他部署とも必要な連携を行う。

また、坂出市医師会とも、各事業において助言や協力等をいただく必要が生じるので、丁寧な説明を行い、専門的な見地から意見等をいただき、事業に反映するよう努める。